

福県医発第751号(地)

平成17年 7月15日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会

会 長 竹 嶋 康 弘



臓器のあっせんに伴う狂犬病の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省から別添のとおり通知がなされた旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会会員並びに関係各方面への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

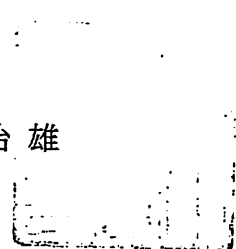
担当理事 友清 明



日医発第 293 号 (庶 39)
平成 17 年 7 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会長 植 松 治 雄



臓器のあっせんに伴う狂犬病の取扱いについて

標記の件について、別添写しのとおり、平成 17 年 6 月 29 日付 (健発第 0629002 号) 文書にて、厚生労働省健康局長より通知がありました。

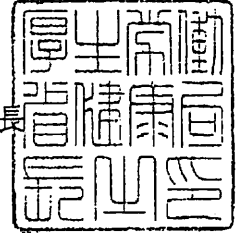
御了知願うとともに、貴会会員並びに関係各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。



健 発 第 0629002号
平 成 17年 6月 29日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



臓器のあっせんに伴う狂犬病の取扱いについて

臓器のあっせんに伴う感染症等の取扱いについては「臓器提供者(ドナー)適応基準及び移植希望者(レシピエント)選択基準について」(平成9年10月16日付健医発第1371号。以下、「局長通知」という)により実施されているところですが、先般、アメリカ及びドイツにおいて、臓器移植により、レシピエントが狂犬病を発症するという事例が報告されたこと、及び厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、臓器提供者(ドナー)適応基準の改正を行うこととし、別添のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知を発出しましたので、貴会内に対して周知方御配慮願います。

なお、同趣旨の通知を各都道府県知事、政令市市長及び特別区区長並びに日本移植学会理事長、社団法人日本内科学会理事長、社団法人日本脳神経外科学会理事長、有限責任中間法人日本救急医学会代表理事及び文部科学省高等教育局長宛にも送付していることを申し添えます。



健 発 第 0629002号
平 成 17 年 6 月 29 日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長

臓器のあっせんに伴う狂犬病の取扱いについて

臓器のあっせんに伴う感染症等の取扱いについては「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日付健医発第1371号。以下、「局長通知」という）により実施されているところですが、先般、アメリカ及びドイツにおいて、臓器移植により、レシピエントが狂犬病を発症するという事例が報告されたこと、及び厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における議論を踏まえ、標記への対応は下記のとおりとしますので遵守されるようお願いします。

記

局長通知別添1「心臓、肺、心肺同時、肝臓、腎臓、脾臓（脳死下）及び（心停止下）並びに小腸臓器提供者（ドナー）適応基準」の「1.（1）全身性の活動性感染症」に係る別紙として、「狂犬病の取扱い」を別添のとおり追加する。

別 紙

狂犬病の取扱い

- (1) 臓器あっせん機関は、臓器提供者の過去7年以内の海外渡航歴、及び海外における哺乳動物による咬傷等の受傷歴を確認し、海外渡航歴及び受傷歴のある場合には、移植医に対して、狂犬病及び移植に伴うその感染リスク等について、患者に対して十分に説明するよう促すこと。
- (2) 上記(1)の場合において移植が行われたときは、臓器あっせん機関は、移植医に対して、狂犬病の発症に関する患者のフォローアップを十分行うよう促すこと。

(参考資料)

臓器移植における狂犬病の発症事例について

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室

1. 報告されている事例

- アメリカ、2004年6月にレシピエント4名(両腎、肝臓、血管片)全員が狂犬病を発症し死亡。ドナーの海外渡航歴なし。
(New England Journal of Medicine 352: 1103-1111, 2005)
- ドイツ、2005年2月にレシピエント6名のうち、肺、腎臓、脾臓の移植を受けた3名が狂犬病を発症し、うち2名は死亡。ドナーはインドへの渡航歴あり。
(Eurosurveillance weekly release: 17 February 2005)
- この他、角膜移植を介しての発症事例あり。

2. 狂犬病の特徴

- 哺乳動物による咬傷、ひっかき傷(犬、コウモリ等)が感染契機となる。
- 発症した場合は致死性。
- 潜伏期間の個人差が著しい(93%が1年以内に発症。最長7年)。
- 発症前のスクリーニングは不可能。

3. 臓器移植との関連について

- 神経組織を介しての感染が疑われる。
- 血行性に感染が広がるものではない(血液からのウイルス分離例はない)。
- 免疫抑制剤の投与が発症に及ぼす影響は不明。

4. 海外における制限の状況

- 英国においては、「全身性疾患に伴う脳炎の既往を有し、かつ過去6-12カ月の間に海外渡航歴または海外での動物咬傷を有する」ことがリスクファクターとされ、レシピエント及び近親者に十分に説明することとされている。
- その他の国では、狂犬病に関して、具体的な対応を取っている国は確認されていない。

※ 狂犬病の発生がないと農林水産大臣が認めている国として、台湾、アイスランド、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、英国(グレートブリテン及び北アイルランドに限る)、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ及びグアムの11地域が指定されている。詳細は農林水産省動物検疫所のホームページに掲載されている。

<http://www.maff-aqs.go.jp/ryoko/newquarantine/quarantinesystem/import/aql1-7.htm>

(照会先)

厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室 担当: 斎藤
03-5253-1111(内線2362)